

事務連絡
令和2年3月13日

各

都道府県
政令指定都市
中核市

 障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

医療的ケアを必要とする児童のご家庭への
手指消毒用エタノールジェル及び容器の送付について

日常的に人工呼吸器や喀痰吸引、経管栄養等の医療的ケアを必要とする児童（以下「医療的ケア児」という。）においては、基礎疾患や様々な合併症により感染しやすいこと、また重症化する傾向にあることから、適切に感染予防に取り組む必要があります。

今般の各種衛生用品が入手しにくい状況を踏まえ、取り急ぎ本日、政府において保有している在庫を活用し、手指消毒用エタノールジェル（詰め替えパック）4,740個、容器1,750本を、医療的ケア児の都道府県別の人数（別添1の行政資料参照）に応じて案分し、各都道府県に送付しました。

送付した物品は各都道府県の各都道府県衛生主管部（局）に配送されるので、貴部局において衛生主管部（局）から受け取っていただいた上で、貴都道府県内の人工呼吸器を装着した児童や気管切開をしている児童を優先するなど緊急度を勘案し、可能な限り迅速に医療的ケア児がいるご家庭に配布していただきますようお願いいたします。

別添2に都道府県からの配布の方法を具体的にお示ししますので、これを参考に数日程度を目処にご家庭にお届けできるように作業を進めて下さい。

手指消毒用エタノールジェル及び容器を配布した状況につきましては、3月25日（水）を目処に状況を確認させていただきます。

なお、政令市及び中核市の分につきましては、都道府県別の人数に案分した数に包含されていることを申し添えます。

以上

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

TEL：03-5253-1111（内線）3032、3101

E-mail：shougaijishien@mhlw.go.jp

都道府県からご家庭へ配布する方法について

- ・ 都道府県において人工呼吸器、気管切開の児童がいるご家庭の住所を把握されている場合には、その住所に郵送する。
- ・ 把握されていない場合には、貴都道府県の介護保険部局から訪問看護ステーションのリストを入手し、別紙の調査票を訪問看護ステーションに送付していただき、例えば2日間を目処に回収し、それに応じて訪問看護ステーションに送付し、訪問看護ステーションからご家庭へ配布する。
- ・ 不足する場合には、例えば喀痰吸引の回数が多い児童を優先するなど、必要な方から配布していただくようお願いしたい。
- ・ なお、この仕組みに続いて、「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う手指消毒用エタノールの優先供給について（令和2年3月13日厚生労働省医政局経済課ほか連名事務連絡）」にお示した優先供給の仕組みが稼働することになります。この仕組みの対象には、在宅の医療的ケア児のご家庭も含まれますので、今回調査した人工呼吸器や気管切開の児童の数は、この優先供給の仕組みの中でご活用いただければと思います。